

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

委員長報告・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第14号市道の認定について、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）、議第19号 訴えの提起について（株式会社S Fコーポレーション）、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 平成21年度下田市一般会計予算、議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算、議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算、議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算、議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算、以上22件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、土屋 忍君の発言を求めます。

8番。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1．議案の名称

1) 議第14号 市道の認定について。

2) 議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

5) 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

6) 議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

7) 議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算（本委員会付託事項）。

8) 議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算。

9) 議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算（本委員会付託事項）。

10) 議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算（本委員会付託事項）。

11) 議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算。

12) 議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算（本委員会付託事項）。

13) 議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算（本委員会付託事項）。

2．審査の経過

3月13日、16日、17日、18日の4日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より清水福祉事務所長、藤井健康増進課長、河井税務課長、藤井環境対策課長、増田産業振興課長、山田観光交流課長、井出建設課長、滝内上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は、会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由

1) 議第14号 市道の認定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

それから、補足説明として、ちょっと1点だけ申し上げたいと思います。

今回の委員会審議において、特に平成21年度下田市一般会計予算の観光交流課所管の下田公園あじさい園整備事業では、県の補助金500万円を受け、1,000万円の事業を実施する計画となっております。これは、あじさい園の整備1,200万円を前倒しで今回実施し、看板類26基、園路整備、植栽、さくの整備などを行う内容ですが、説明では、看板類におよそ600万円を予定している。誘導標識は23カ所で、1基当たり10万円から13万円の予定とのことでした。委員の中からは、矢印の標識が10万円から13万円は高過ぎる。もっと抑えて、他にしなければならない整備に予算を向けるべきであるなどの意見が出されました。これについては、計画を練り直し、しっかりとした対応をしてもらいたい。また、この事業の入札方法、また費用対効果も十分検討し、この事業が地域経済の発展に少しでもかかわれるよう、また、あじさい園がすばらしい観光のスポットとなれるようという要望をつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長(増田 清君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番。

1番(沢登英信君) 議第24号の介護保険の条例の一部改正についてお尋ねをしたいと思います。

本会議でも質問をさせていただきましたが、ここの経緯を見ますと、第1号保険者の介護保険料は、第1期が2,800円、第2期が2,600円、第3期が3,200円と。今回、第4期は条例の条文上は3万3,000円と、昨年より100円上げるんだと、こういう案であります。繰入金を診療報酬の積立基金から2億8,000万円ですか、繰り入れることによって、月額で2,750円にするんだと、こういう提案になっているわけですが、当然、2,750円にするのであれば、条例そのものの本文を、この金額にすべきだと。施行令のほうでこんなうたい方をすると

うのは、何でこんなことをするのかと考えられるのは、次の引き上げを考えたときに、3万3,000円と比較すれば、それほど上がっていませんよと、こういう意図のもとにこれがなされているのではないかというぐあいに思うわけですが、どういうわけでこういう条例案、施行令で、具体的な実施の金額を定める条例になっているのか。1点目であります。そこで、どんな審議がされたのか。

それから、この経過の中で、3億5,000万円からの積立金といいますか、診療報酬が使われなかったわけですね。まさに保険があって、サービスがなしと、こういう状態でこの3年間来たと言わざるを得ないと思うわけですが、私はそう思いますが、委員会の中でそういう実態について、どういう説明がされたのか、なぜ3億5,000万円も残るような事態になったのか、この点をお尋ねをしたいと思います。

議長、すみませんが、一つ一つやらせていただいてよろしいでしょうか、項目ごとに。

議長（増田 清君） いや、3回までですから。

1番（沢登英信君） それではあわせて次の項目へ行きたいと思います。

そのような事情で関連であります。介護保険会計も、予算を見ますと、お年寄りが増えて、対象者が若干増えるという事情はあろうかと思いますが、新たに介護従事者への3%の引き上げも含めまして考えてみても、私の積算ですと、今の状態、介護保険の認定を受けた人が何人で、どういう内容のサービスを認定を受けているか、その人たちがその認定に従って、実際にサービスを受けているか受けていないか、そのそこと言いますか、食い違いが大きくあるのではないかと思います。

例えば一例でいえば特別養護老人ホームに入りたいという人の待機者が、恐らく200人ぐらいいると。ところが何らかに理由で、それが入れないという実態で、この介護サービスを受けられないと、こういう状況にあるのではないかと思うわけですが、その実態をどのように説明されてこういう事態になっているのかという討議が当然されたかと思うんですが、そういう目で見ていきますと、21年度の介護保険の予算は、やはり1億円ぐらい余るんじゃないかと。ないならサービスを利用しやすい制度にするというところに何ら触れていないからであります。そういう点で、この予算の実行が、どのようになされるというぐあいに考えられていたのか。全くこの予算は、私はそういう意味では、組み替えすべき予算だと、認めるべき予算ではないと、こういうぐあいに考えておりますので、その点の審議の内容を明らかにしていただきたいと思います。

さらに、第25号議案であります。平成21年度一般会計の会計予算です。の中で、いみじ

くも附帯の説明をいただきましたが、500万円の県からの観光施設の補助金を受けて、1,000万円の城山公園の、あじさい公園の整備をするんだと。看板に600万円もかけるんだと、こういうことではありますが、やはり、城山公園、下田公園のあじさい園と公園そのものを、どのような形で調和させて、利用計画を立てていくのか、整備計画を立てていくのか、根本のところの計画がないんじゃないかと思うわけです。あってもそれがきちり確認されていないという、こういう現状の中で一方的に観光サイドからのみ、このあじさい園の案内板であるとか、道しるべであるとか、そういうものをつけさえすればいいんだという考え方というのは、基本的に改めてしかるべきじゃないかと。せっかくこの観光立市の中で公園を整備していこうということが、かえってこの事業をやることによって、城山公園の持っている価値を引き下げてしまうのではないかと、こういう可能性すら心配せざるを得ないような事業内容ではないかと。したがって、検討し直せということを委員会でも附帯決議として出されたら、こういうことだと思いますが、やはり、この点では、この予算は実施させていいような内容ではないと。もう少しきちり内容を詰めてから予算要求をされるべき課題ではないかと思えます。

それから、そういう点でのやはり検討を要する事業というのは、須崎及び白浜の漁港整備事業だと思いますが、この点をどう論議がされたのか。一般質問でもこの事業による評価、どういう効果があらわれているのかと。単なる一般論ではなくて、具体的に、こうこうこういう経済効果や利用価値が高まっていると、あるいは高まっていないのかと、こういう議論を当局にもお願いしたところではありますが、委員会の中でその点がどう審議されたのか。しかも10年計画だとは思いますが、県からの約1億1,000万円ぐらいですか、両方、白浜と須崎合わせての事業計画になっていると思いますが、これも850万円ですか、県から多くの補助金が受けられるというようなことで、安易にこの工事が進められているんじゃないか。しかし、一方では起債をしておりますし、一般会計の歳入から150万円からの支出をこれに充てていると、こういう状況です。

さらに問題なのは、23年でこの事業が一区切りになっていようかと思うんですが、800万円の調査費をつけていますね、今後どうするんだというのは。23年で終わるべき事業に、さらにこれを引き続いて事業をしようと、そういうものをこの予算を認めるなんていうのは、全く無駄遣いの上乗せをさらに認めると、こういうことになりはしないか。どんな審議がされたんだと、こうこの点では思わざるを得ないわけで、ぜひともそこら辺を明らかにしていただきたい。県との関係、こういう状態の中で、本当の市民のサービスになる、むしろ投石

事業であるとか、漁獲高の生産量を沿岸漁業の活性化を図る事業に、このようなお金は早急に回すべき課題だと、こういうぐあいに思うわけですが、その点の審議がどうなされたのかという点が次の質問であります。

さらに、21年度予算を一言で言いますと、市民の苦しみにはこたえず、一方的に財政再建を進めようとする、いわゆる財政再建症候群病って病気にかかっているような予算ではないかと私は思うわけです。

したがって、こういう状況の中で税を見ましても、ほとんどの税が減っております。しかし、市長は答弁の中で、観光客、宿泊客は決して減っていないんだと。むしろ20万人程度増えているんだと。しかし、予算上は入湯税も1万9,000人もおふるへ入るお客さんが少なくなる、金額にして22万円だと、こういう状況になっているようですが、予算と市長の言っていることと食い違いが大きくある、こういう予算の内容になっていようかと思えます。

〔発言する者あり〕

1番（沢登英信君） うんそれはね。でも特徴は同じように産業厚生でも同じような特徴になっているわけです。したがって、具体的には総務委員会のほうでいえば、経済対策で見るべき事業がないんじゃないかと、どこに見るべき事業があると評価したのか、この大変な不況の中で、市民や営業を進める人たちは、ぜひとも行政からの支援をいただきたい、景気を浮揚してほしい、こういう要望が当然あるかと思うわけですが、そういう点での施策が、21年度予算の中にどうあるのか、あったのか、こういう点であります。

それから、さらに混迷を深めております1市3町の合併問題の負担金が300万円ほど予算化していると思えます。そして、その中では、やはりまちづくりをどうするんだということのところにかかわっていく課題だろうと思えます。景観条例等々も出しているところかと思えますが、全体的に現況の中で、ほとんど可能性がないものをあたかも大きな可能性があるかのように描いて進めるというのは、行政の進め方として大変問題があるんじゃないか、そういう予算になってはしないかと思うわけであります。それらの点について、委員会として、どのような方向からどう検討されたのかということ、改めてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業厚生委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 介護保険につきましては、一部ちょっと休憩をいただきたいんですけども、そのほかのことにつきましては、答えられるところは答えたいと思えます。

介護保険の、なぜ条例上と附則で定めたのかということについては、ちょっと数字的な面もあれして、もう一回後で答えさせてもらいます。

それから、今の現状の沢登議員がよく日頃言われている、保険があってサービスが下田市はないんじゃないのかということにつきましては、うちの委員会でも、現状、待機者というのはどれくらいいるんだということの審議は行いました。およそ300人ぐらいということで、それは、当然ダブリもあるわけで、施設を要望しているサービスを受けたい人が、何箇所も申込みを当然されているわけで、そのダブリを外しますと正確な数字というよりは、およそなんですけれども、100人ぐらいは下田市に施設の要望をしている待機者がいるんじゃないのかという、そういうような当局からの答弁がありました。ですから、やはり、居宅介護とか通所とか、そういう形のものは、やはり法に従った形の中でしっかりと行われているというふうに我々も委員会の中ではとらえましたけれども、やはり施設については、待機者もいるということで、サービスが十分とまではいかないのかなというような形で、委員会では受けとめました。

それから、次に一般会計のほうの、先ほど私も補足説明で行いましたけれども、あじさい園のことにつきましてですけれども、下田公園全体の整備といいますか、そういうものについて考えているのかというようなことだったですけれども、それについても委員会でも審議の内容になりました。あじさい園はこのような形で整備は進めていくわけですけれども、下田公園全体ということについては、当局のほうからは、しっかりと建設課とも協議をしながら、今後進めていくというような、そのような答弁はございました。

それから、一般会計の中の須崎、白浜の漁港整備についての件ですけれども、総額9,520万円という予算が、須崎漁港水産基盤整備事業として今回の予算に出ております。須崎基盤整備は工事としましては7,833万円という予算で、これはずっと継続されている事業で、平成23年には完成するというようなことで、漁協関係者からの要望というのも大変多くあると。今回の場合は、特に須崎なんかも、これは本会議でも説明があったかと思うんですけれども、漁船も大型化してきていると、そういう中で、やはりどうしても今回の整備工事は必要な工事であると。これができることによって、漁獲高も上がり、漁業に多くの効果が得られるというふうに思っているというような、そういうような当局からの説明もございました。

それから、先ほど言われました、須崎、白浜漁港機能保全計画策定業務委託に800万円使われている、これは何だということなんですけれども、これは、委員の中からも質疑がございました。まだやってくるのかよという話で、そのような何人かの委員から、まだ800万円も

使って、これからの須崎、白浜の整備を進めていくのかというような質疑もございました。確かにございましたけれども、結論的には、これは調査ということで、今後必要な機能を保全、須崎、また白浜の漁港機能を保全していくために今後どのようなものが必要なのかという計画をつくるための調査の業務委託ということで、そのような予算であるというような説明もございまして、委員会としては、そのような多少の疑問というものもあったわけですが、最終的には、やむを得ずというような形で、委員会の審議はそのような結論でございました。

それから、最後のほうに言われている、市のこれからの方向性が予算に入っていないのではないのかという、大きな予算のすべてを言っているような内容ですが、そのようなことについては、これからの市の方向性というようなことについては、委員会では審議はされませんでした。

それでは、暫時休憩をもらって、一番初めの、介護保険の附則になぜ繰り入れた云々について、ちょっと。

議長（増田 清君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時37分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 長い間の休憩をいただきありがとうございます。

まず第1点目に沢登議員から言われました条例文のことについての件ですが、これは本会議でも当局のほうから説明があったとおりでございまして、附則であらわされているところは、今回特例交付金を受けた、これは3%の部分、これは3年間で当然期間限定ですので、なくなるということで附則で定めたということ。この条例文につきましては、基金を取り崩し、今回値下げになったという、下田市独自の、これが条例ということで、委員会でも説明を再度受けまして、委員会としては、納得して了解をしたということでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 今ご説明を受けましたのは、本会議で当局からの説明を受けています

ので承知しています。なぜそうしたかということです。実際に市民に、条例というのは、読んでいただいて、わかるような仕組みにしなければならない。そして、保険料率のことは第5条にあるわけですから、実際にやっている税額が、5条に書かれてなければおかしいじゃないかと、それを何でこんなことをするんだと、2つあるみたいなこと。その質問に全く委員長さんの答弁は答えられてないというぐあいに私は思うわけです。だから、それは経過を説明しているだけのことであって、何でこういう措置にしたのかという当局の意図、それを認めたのかという委員会の結論をいただいている。

それから、介護保険のそごといいますが、サービス認定を受けた人と、実際に受けていない人のそごは、先ほど特養等については100人ぐらいの方があるだろうと、こういうご回答をいただいたわけですが、介護サービスはこの特養だけではありませんので、当然ヘルパーさんの派遣やいろいろなサービスがあると思いますが、どこのサービスが大きく認定を受けているにもかかわらず、そのサービスを受けていないという実態になっているのか、そこら辺の審議がどうされたのか、お答えいただけていませんので、明らかにしていただきたいと思います。

それから、介護の会計について言えば1億円ぐらい余るんじゃないかと、私は意見を述べているわけです。自分なりに計算して、このままでいくと。そこら辺の見解は、どう審議をされたのかされないのか。ご答弁をいただけていませんので、そこら辺はいただきたいと思っています。

それから、続きまして、まちおこしのカジキサポートクラブの補助金でございますが、金額的には100万円程度の金額でありますけれども、補助金の性格から言っていかがなものかというような問題点があるかと思うわけですが、この点がどう議論をされたのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、国保会計におきまして、1万円の引き下げができるのではないかと提議をしているところですが、20年度の決算見込みから、21年度の国保会計の予算において、やはり市民から料金を過大に徴収して、サービスが行き届いていないという実態があるのではないかと思います。そこら辺をどう審議をされたのか、1万円の引き下げができないような数字になっているのかどうなのか、どう審議したのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先ほどの介護の関係になりますけれども、なぜそんな

条例の内容の文にしたかというようなご質問でございますけれども、これは、国からの、条例はこのようにという指示があって、特例交付金については附則で、その他のものについては条例本文でという形でやっているということで、そのような答弁があったということで我々は理解をしております。それがいい悪いということについては云々という審議は当委員会ではございませんでした。

それから、先ほども言いましたように待機者の件について答えましたけれども、そのほかのサービスについての細かい部分での具体的な審議というものは、当委員会ではされませんでした。

それから、カジキサポートクラブに対する補助金の方法がおかしいのではないのかなというようなことについて、これも本会議で質疑が出たと思えますけれども、委員会としては、細かいそのような内容での当局への質疑というのはございませんでした。どのような内容でやるのかというようなことについての質疑はございましたけれども、そういうやり方が云々という質疑というものはございませんでした。

それから、国保会計の、沢登議員が長年言われている1万円引き下げのことについての審議は、引き下げすべきであるというような内容の議論については、今回委員会では行われませんでした。

それから、介護保険についての質疑の中で、もう一点ですけれども、1億円ぐらいは保険が余るのではないかというような質疑でしたですけれども、これについては、今回取り崩して、保険税率を下げるという2億8,000万円でしたか、ということで、これをすべてゼロにするということとはできないということで、今回、このような取り崩しをしたという説明は受けまして、委員会としてはこれを了解したということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） そのような問題については、一つ一つの委員会での議案の審議については細かくやりましたですけれども、大きな下田市の、特に方向性とかいうことになるかと思えますけれども、それについては、細かい部分ではやってはおりますけれども、大きな方向性とかそういうことについては、審議はいたしませんでした。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。3回目です。

1番（沢登英信君） 雇用対策の予算が1,200万円ぐらいでしたか出ていようかと思えます

が、その実施及び今後の課題を議会でも附帯決議を補正予算のときにつけていただいたかと思いますが、その点での議論がどう進められたかというのは、さらにお尋ねしたいと思います。

それから、やはり古紙類のストックヤードの件ですけれども、これが事業実施は評価できようかと思いますが、内容が1,000万円からのストックヤードの新築工事を進めると、こういう形で提案になっているわけですが、この点での現状にふさわしいのかどうなのかという疑問が当然出てこようかと思いますが、やり方についてね、ストックヤードをつくることは結構ですけれども、膨大な費用をかけ過ぎているのではないかというような思いが当然あるんじゃないかと思うんですが、この点はどのように議論をされたのか、最後にお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 先にストックヤードの件ですけれども、これだけのお金をかけて、メリットがあるのかどうかというようなことだと思っておりますけれども、当局説明としては、必ずあると、今の古紙類の値段だとかそういうものを考えましても、絶対プラスになるというような、そういう答弁がございました。

それから、緊急雇用対策ということについて、委員会として市長に申し入れ書を出しましたが、先ほども言いましたように、この予算の中でどう反映されているのかという質疑だと思いますけれども、具体的には、それがすぐ予算にというような、時期的にも予算のほぼできているときに我々が申し入れをしたわけでございまして、21年度の当初予算には、それが具体的に反映されているのかといえ、それはないという時期でございました。しかし、今後の補正予算などに反映されていくということを、今後も継続して委員会としてはしていくべきであろうというふうには思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） スtockヤードは、委員会でも現地の視察をしまして、知っているかどうかあれですけれども、現場事務所があったところというのはご存じでしょうか。川向こうに、大型の粗大ごみを並べてあるところの、ちょうど川を背にしてつくるといってございまして。大きさ的には長さが20メートルで奥行きが6.4メートルで、それをおよそ3つに仕切って、新聞を置くところ、それから段ボール、それから雑誌類というふう

に3つにこれを区切ってそれを置くというような形で、当然雨のことも考えてやりますので、シャッターがそれぞれ1枚ずつ3枚ついているというような形の古紙類ストックヤードでございます。そのような、現地へ行っても説明を受けまして、また、図面もそのような形でいただきました。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

11番。

11番（土屋誠司君） 本会議でも言ったんですけど、施政方針の中にも、森林の公益機能充実の施策をするとありますけど、今年度の予算は、広葉樹は科目存置で間伐も下げて、いわゆる森林の公益機能は国を挙げてやらなきゃならないところを下田市は、今までと違ってだんだん下げてきているんですよ。その辺についてはどう議論したかということと、それと、今の古紙のところですけども、20メートルの6.4メートル、これでは自分は小さいと思うんですよ。というのは、これはただ倉庫をつくるだけであると思うんですよ。じゃなくて、今は各地でやられているのは、トレーラーの台車をそのまま置いておいて、それへ積んで、トレーラーをそのまま持ってくとか、コストを下げるとか、そういうところをみんなやっていると思うんですが、これではそういうものできないと思うんですよ。その辺の工夫はどうだったのかなということを伺います。

議長（増田 清君） 産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 土屋 忍君登壇〕

産業厚生常任委員長（土屋 忍君） 広葉樹の間伐というようなことの件につきましては、委員会の中でも具体的な内容で審議というんですか、話はございませんでした。

それから、先ほどの古紙ストックヤードにつきまして、小さいとか、利用方法がということのような質疑ですけども、具体的にその辺の細かい部分の使い勝手だとかそういうものについては、審議はございませんでした。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） この森林の公益機能というか、その辺が何も議論というか、そういうことがなかったというのは非常に残念だと思います。漁港を整備して水産物を揚げるというか、そうではなくて、水産物を揚げるには山からやらなきゃだめだというのは実例があちこち出てわかっているわけですよ。それをやらないで、市の予算は、稚魚の放流と漁港の整備すれば、水産物は揚がる、そうではなくて、水産物を揚げるためには、えさになるプランクトンとか、それが出てこなきゃならない。それを大もとからやらなきゃならないのをどん

どん減らしている、こんな予算じゃどうなのかということがなかったということは、非常に残念だと思います。いいです。

議長（増田 清君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって、産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時56分休憩

午前11時06分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、総務文教委員長、土屋雄二君の報告を求めます。

4番。

〔総務文教常任委員長 土屋雄二君登壇〕

総務文教常任委員長（土屋雄二君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称

1) 議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）。

2) 議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）。

3) 議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）。

4) 議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）。

5) 議第19号 訴えの提起について（株式会社S Fコーポレーション）。

6) 議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

7) 議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

8) 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算（本委員会付託事項）。

9) 議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

10) 議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算。

- 11) 議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。
- 12) 議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。
- 13) 議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。
- 14) 議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。
- 15) 議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

2. 審査の経過

3月13日、16日、17日、19日の4日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、森会計管理者兼出納室長、土屋企画財政課長、糸賀総務課長、河井税務課長、山崎市民課長、名高学校教育課長、前田生涯学習課長、内田監査委員事務局長、鈴木議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由

- 1) 議第15号 訴えの提起について(アイフル株式会社)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第16号 訴えの提起について(株式会社武富士)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第17号 訴えの提起について(プロミス株式会社)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 4) 議第18号 訴えの提起について(株式会社エイワ)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 5) 議第19号 訴えの提起について(株式会社S F コーポレーション)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 6) 議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

議長（増田 清君） ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。
質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。
ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告と質疑を終わりました。

これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第14号 市道の認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 市道の認定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決
定いたしました。

次に、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 訴えの提起について（アイフル株式会社）は、委員長の報告どおりこ
れを可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 訴えの提起について（株式会社武富士）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 訴えの提起について（プロミス株式会社）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第18号 訴えの提起について（株式会社エイワ）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第19号 訴えの提起について（株式会社S Fコーポレーション）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 訴えの提起について（株式会社S Fコーポレーション）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 下田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

1 番（沢登英信君） 議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

平成18年から平成22年までの5年間で、職員を27人純減すると、こういう計画が出されてきているわけでありましたが、現在257人の職員ということで、41人が削減をされている実態となっております。そして、定数との対比では29人も少なくなっていると、定数を余している、こういう現状の中でさらに給与を引き下げる、こういう内容の議案になっているわけがあります。

給与は、低ければ低いほどいいというこういうものではないと思います。人事院勧告という形で、公務員の賃金はこうあるべきという基準が明らかに示されているわけがあります。それに比べても9割弱だと、こういう形であるばかりでなく、初任給におきましては、この近隣の町と比べましても、下田市の初任給採用は低いと、こういう形になっているわけですので、この経済状況の中で優秀な人材を確保することができない給与体系である、それを本年も引き続いていくんだと、4%から6%の職員の給与削減をするんだと。この3年間の間に3億8,000万円からの人件費、職員を中心とする給料の減をしてきた、これをさらに続けることによりまして、4億8,000万円の人件費減になる、こう当局は試算をしているようではありますが、その多くは職員の人件費減で、職員の大変大きな協力のもとにこの削減案が進められてきたと思いますが、当然このお金は削減された市民の福祉向上、あるいは経済の活性化に使われるべきものであると思いますが、それらの使用目的も明確にされないまま、お金の区分がないということで、実態的には国への借金返すと、こういうことにこの費用が充てられているのではないかと、こういう姿勢をいつまでも続けていっていいはずがないと思うわけがあります。

やはりこの不況の中で、職員のやる気と職員の活力を高揚させなければ市の活性化はあり得ないわけがありますので、この議案につきましては、本来のあるべき給与に戻すべきでありますので、反対をするものであります。

以上です。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

下田市の財政が大変厳しいという中で、平成18年度から集中改革プランに取り組んできました。職員の給与カットも行わなければ財政再建ができないという中で、職員組合の皆さんとの話し合いを続け、4年目となる今年の給与カット率は、昨年より1%の緩和で平均5.8%の妥結となったわけです。

市職の皆さんが、それぞれの生活設計のある中で、やむを得ぬものとして認めてくれたものをここで反対する理由が全く理解できません。カットした分がどこに使われているかわからない、市民にわかるようにしてほしいという意見もあるようではございますけれども、これは財政再建のためにやっているのだから、借金の返済に回すことも当然であろうと思いますし、市の最重要課題に大きな貢献をしていることにほかならないと思います。本来のあるべき姿に戻すということにおきましても、平成22年度以降に戻すということになるかと思いますので、今すぐに戻すという必要性も感じていません。

そういう意味から、私は、この議第21号に賛成するものです。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第21号 下田市特別職等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第22号 下田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第23号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

4期目の保険料の改正ということではありますが、これを大きく引き下げる理由は、やはり3億5,000万円もの3期からのサービスを提供しない基金の積立があると、これが大きな理由になっていると思うわけであります。それで、月額3,200円の保険料を2,750円に引き下げると、そのこと自身に反対をするものではありませんが、保険制度があって、サービスがないという、この現状は、少しも変わっていないわけであります。そういうことからいきますと、この条例は、当然、第1号被保険者の減免制度を設けるであるとか、今、一部負担金

を10%、1割取っているわけでありますが、これを半分にするとか、あるいは一部負担金を取らないで進めるというようなことを検討して、介護保険が利用しやすい制度につくりかえていくと、こういう内容のものと合わせて出すべき条例改正であると思います。

ただ、第1号被保険者の徴収金を引き下げるというだけでは、同じような状況が出てきまして、介護保険の本来の目的の意味が達せられない、こういうことになろうかと思っておりますので、この不十分さを指摘をいたしまして、この改正案に反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 賛成討論をさせていただきます。

先ほど沢登議員が言ったとおり、基金の取り崩しによって2,750円引き下げるということでありますが、これも、税率の引き下げも介護人のサービスの一環かと考えております。それによって、全国平均約4,050円というよりかなり低い下田の税率であります。また、基本的には基金を残さないという方針であります。それは基金を残さず、介護サービスにすべてを充てる、当局よりそのような答弁を聞いております。より高いサービスを求め、希望して、よってこの条例に関して賛成いたしました。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第24号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第25号 平成21年度下田市一般会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

下田市の平成21年度の一般会計予算は、市民の苦しみにはこたえようとせず、一方的に財政再建を進めようとする内容になっている予算であると思います。

市内の経済は大変悪化しております。市税と固定資産税だけを見ましても、昨年より6,000万円の歳入減の予算であります。市全体では、9,479万円の歳入減だと。今日農協の合併に続いて漁協の合併が既に進められているところでありますが、賀茂地区の漁業が市場して成り立たない、下田市の近隣の漁協の市場がなくなっている、こういう危機を迎えていようかと思えます。そして、市内の商店街には空き地が目立っているところであります。観光客の来遊客においても、不況の影響を受けており、市民はまさに悲鳴を上げていると表現してもいい実態であろうかと思えます。

しかし、市長は、観光客は減っていない、宿泊客も昨年より増えていると、こう発言されているわけであります。入湯税は昨年より1万9,000人の減で、9,200万円の見込み、220万円の減額予算となっております。市長の認識と、入湯税の歳入歳出がずれている予算案だと、こう言えると思うわけであります。

そして、国が押しつけてきました財政再建は、住民の負担増と本年度から水道料が値上げされ、観光関係の皆さんの経営に直撃をすると、こういう事態があるわけであります。サービスは切り捨てるというこの国の手法に基づいて進められてきているという国の枠組み内のものだけで、見るべき市独自の生活活性化対策というのが、この予算の中に残念ながら含まれていない。定額給付金4億円余りの給付も、何の工夫もされずに、国の指示どおりに口座振替で5月にやるんだと、こういう形態になっているわけであります。

そして、1市3町の合併、この対策費として300万円ほど予算化されておりますが、これまで平成14年から、人件費も含めると5,000万円余の無駄遣いをしてきたと、こう言えると思えます。そして、今日も、これが無駄遣いに終わる可能性が非常に強い、こういう現状だろうと思えます。近隣の市町村が、この合併問題で大変な昏迷を深めている、この会長としての市長の立場は、この昏迷をきっちりと整理をしていくということが課題であろうかと思えます。次の、必要であればチャンスをねらうという時期ではないかと。この予算も全く執行できない、無駄な予算だと言わざるを得ない現状になっていようかと思えます。

そしてまた、この合併について言えば、新市の基本計画ではまちづくりの基本的な考え方として4つ挙げております。1市3町の個性に魅力を、大切にするまちづくりと。2は地域

の個性と魅力を融合したまちづくり。3として地域の特性を踏まえた活力あるまちづくり。4が住民本位のまちづくり、こう書いてあるわけであります。

これを聞いて、どういうまちづくりかがわかる人はほとんどいないんじゃないかと思います。私もよく理解ができませんでした。言葉だけが踊っていると、こう言わざるを得ないと思います。そして、この基本的な考え方にのっとって、新市の理念、方向性、まちづくりの方向性だと言って4つの指摘をしているわけであります。人と自然が花開く、だれもが住みやすい安心なまち、2、ずっと住みたくなる活力あふれる元気なまちづくり、3、未来を担う温かい人材をはぐくむまち、市民の思いをいかすまちづくりだと、こう言っているわけであります。そして、イメージとして、新市の将来像、人と自然と多彩な回廊がきらきら輝くふるさと発信空間、こういうまちづくりをするんだというわけであります。

自らの言葉で語ったまちづくりは、残念ながらここに一つもない。業者に頼んだ文字が連ねられている、こういうまちづくりであって果たしていいのか、こういう疑問を深く感じざるを得ないわけであります。

さて次に、少子化がより進む中で、一方的に稲梓中学校と稲生沢中学校を廃止し、下田北中学校、仮称のようではありますが、創設するとしているわけであります。稲梓区民は納得をしていないわけであります。子供たちのための統合だと言いながら、それらの形態がよく吟味していきますとそれぞれ覆る内容である。特に文部科学省が定めております中学校でいえば6キロ以内に1つの学校と、この基準を大きく崩している。そして、合併したところで小規模校でしかない、こういう現状であります。

この考え方を貫いていけば、下田における中学は1つあればいいと。あるいは1つどころか、どこかの町と合併して1カ所あればいいと。3クラス以上、300人以上の、それでさえ中規模の学校という規定になるわけですので、むしろ今の中は、小規模の学校でより一層子供たちを豊かに育てる実践が必要だと言われているわけであります。どこの市、町に行っても子供たちの数は少なくなっているわけです。学校の統合によってこの問題が解決できるというようなことには事態はなっていないわけです。それを、しかも県の教育委員会は、このような合併については方向づけをしておりません。どこから出てきたのか、総務省の指導です。集中改革プランからこの案が出てきたことは明らかであると思います。子供たちのための学校統合ではないと確信を持って言えるのではないかと思います。そのような方向を進めようとする、この21年度予算は、全く認めることができないと思うわけであります。

また、まちおこしサポートクラブ補助金のあり方も、補助金については、補助者からのこ

ういう事業をしたいと、それについて市をしても援助すべきものがあると、だから交付しましょうと、こういう枠組みになっていようかと思いますが、全く為政者の思いつきと、予算を組むというような編成であっていいのか、金額的には大した問題、大きな額ではないかもしれませんが、やはり当局の姿勢を厳しく問う必要があると思うわけであります。

さらに、須崎漁港水産基盤整備事業は大変な投資を長い間してきているわけでありますが、白浜漁港についても同様であります。総額で今年も1億134万円ですか、投入をする予算になっていようかと思えます。県の補助金が855万円、地方債が1,750万円、分担金、地元から886万円だと。しかも、一般財源を739万円投入するんだと。これだけの事業が、今日どれだけの効果があるのかと評価をきっちりすべきであろうかと思えます。県から補助金があるからと安易にこの事業を進めて、実質的には、港をコンクリート漬けにするようなこの事業は、当然再検討をすべき課題の大きな一つであると思えます。

さらに、この事業をなお続けていこうと、こういう意図から、港湾の機能保全計画策定業務委託800万円の予算が上程されているわけであります。さらに10年間、コンクリートづくりのこの港づくりを進めるのか、その調査を今年度認めるのか、こういう課題の予算になっていようかと思えます。

さらに今日、緊急雇用対策事業交付金の交付を受けて、市としても臨時職員の採用を進めると、こういうことにはなっておりますが、その内容は、現在勤めている臨時職員を雇いどめをして、新しい臨時職員を雇用をするというような、食い違った本来国が交付金として雇用の交付としての目的に合わない、ただ、財政再建のための国の交付金を引き出して、帳じりを合わせるというような運用が市の雇用対策事業の中で認められ、そういうものがあるわけですが。すべてではありませんけれどもそういうものがあるということは、予算としても検討していただかなきゃならん、このような財政運営の面でも、教育、観光、産業基盤の整備、あらゆる分野にわたって否定的な予算、市民のほうに顔を向けていない予算編成であると言わざるを得ないと思えます。そういう観点から、議第25号 平成21年度一般会計予算に反対をするものであります。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

7番。

〔7番 田坂富代君登壇〕

7番（田坂富代君） 議第25号 平成21年度下田市一般会計予算に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

本年度の一般会計の予算も他会計の予算も、大変厳しい編成となっているのは確かでございます。財政健全化を下田市の最重要課題と位置づけ、集中改革プランのもと、ぎりぎりの財政運営に加え、昨年からの世界的な不況の中、市税の減少が見込まれていることや、国税5税の減少を要因とした普通交付税の減少も見込まれています。大きく変動するグローバル化した社会経済の情勢の中で、歳入を見込むということの難しさを、とても感じさせる予算編成となっていると思います。

電算化であるとか、経常経費がどんどん膨らむ中で、何ができるのかと考えたときに、決して満足のいくものとは言えないまでも、少なからず子育て支援の問題や、教育に関する問題に関して、将来に対する投資にも予算づけをされてきていると思います。

南伊豆地区の1市3町合併協議会の負担金の問題でございますが、これに関しては、合併協議会というのは6月まで期間がありますし、義務的経費として計上するのは当然であると思っています。他町の動向を見ていく中で、現段階で破綻という判断はできないと思いますし、また合併が破綻になれば経費が無駄になるという議論ですが、現在合併協議会が継続している中で、その話合いの経過が無駄であるとは思わないし、どういう結論が出たとしても、自らの意思に基づき、自らの責任で処理していった結果なら、それが地方自治であると考えられるものです。

統合準備委員会のことに関しましても、この委員さんたちですべてが決まっていくわけではありませんし、統合の方向で議論するのは当たり前だと思います。実際に統合するかしないかは、また別の問題でありますし、議会の議決が必要となってきますので、準備委員会を開催して、そこで議論をしていくということは、何ら問題のないことだと思います。

一方的に財政再建をしようとしている予算であるとか、市独自の施策が予算にのっていないということでございますが、やはりこの厳しい状態の中で、市民の皆さんにも不便をかけながら、財政再建に取り組んでいくというこの姿勢は評価するものだと考えています。

以上により、議第25号 平成21年度下田市一般会計予算に賛成するものです。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第25号 平成21年度下田市一般会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 平成21年度下田市稲梓財産区特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 平成21年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成21年度下田市公共用地取得特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定をいたしました。

次に、議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第29号 平成21年度下田市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 平成21年度下田市老人保健特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

1番（沢登英信君） 議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算について、反対討論をさせていただきます。

この予算は、20年度予算に一定の対象者が増えるということから、率を掛けて推測して予算化されていると、こういうぐあいに思います。したがって、今日の保険あってサービスなしと、この現状が続く限り使い勝手が悪いわけですから、同様に年間1億円余のサービス不足で金が余ると、こういうことにならざるを得ないと思います。

そういう点で、第1号被保険者の減免制度の拡充、あるいはこの利用者の利用率を高めるために一部負担金を、10%の部分を私は半分にする、5%にするということが、この財政上約1億円あればできると思いますので、可能なものだと。ところがそういうサービスを高めるといふ措置は、市独自の制度をつくるということになるわけですが、そういう検討は全くされていない。そして一方的に保険があってサービスがないという現状を長く続けていく、4期も同じように繰り返すというようなことは、やはりあってはいけないんじゃないかと、こういう観点からこの予算に反対をするものでございます。

議長（増田 清君） 次に、賛成意見の発言を許します。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

6番（岸山久志君） 今、沢登議員の1億円残る予定だという話が、どこから出てきたかわかりませんが、先ほども、条例のときの答弁のように、当局は基金を残さないという、それに増して、それ以上のサービスをするという当局の答弁がありましたとおり、そのサービスを期待している次第であります。

そして、10%の自己負担は、国の法律で決まっていることですので、その上にまたプラス、引くということはないにして、基金を取り崩し、介護税を低くしたと、そういうことでありますので賛成いたします。

議長（増田 清君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（増田 清君） 起立多数であります。

よって、議第31号 平成21年度下田市介護保険特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第32号 平成21年度下田市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第33号 平成21年度下田市集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第34号 平成21年度下田市下水道事業特別会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 平成21年度下田市水道事業会計予算は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

発議第1号及び発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

議長（増田 清君） 次は、日程により、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について、発議第2号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

5番。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

5番（鈴木 敬君） ただいま議長から通告のありましたとおり、意見書2件につき順次ご

説明させていただきます。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後にご報告させていただきます。

発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官に提出するものとする。

平成21年3月24日提出。

提案理由、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するため。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書。

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成21年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、津波防災施設・避難地・避難路の整備、各種防災資機材の整備等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日、静岡県下田市議会。

続いて、発議第2号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、障害者自立支援法の見直しを求める意見書を別紙により、

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成21年3月24日提出。

提案理由、障害者自立支援法施行に伴い、障害者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえた障害者自立支援法の見直しを求めるため。

障害者自立支援法の見直しを求める意見書。

平成18年に施行された障害者自立支援法については、現在、法施行3年後の抜本の見直しに向けて検討が進められており、その中では、見直しの全体像や、介護保険制度との関連、利用者負担のあり方などが議論されていると理解している。

については、自立支援法施行に伴い、利用者負担などに係る今日まで障害者団体などから寄せられた厳しい声などを十分に踏まえ、以下の点について、適切な見直しを行われるよう、強く要請します。

記。

1．障害者自立支援法の見直しに当たっては、介護保険制度との統合を前提とせず、あくまでも障害者施策としてのあるべき仕組みを検討すること。

2．最大の問題となっている利用者負担については、法の規定を見直すこと。

3．新体系への移行が円滑に進まない状況を踏まえ、施設利用要件の抜本的な見直しを行うこと。

4．障害者の範囲について、発達障害や高次脳機能障害が自立支援法の対象となることを明確化し、障害程度区分についても、身体、精神、知的、発達障害などの障害特性を反映するものとなるよう見直しを行うこと。

5．地域生活支援事業について、障害者が地域で暮らすために不可欠な事業は、自立支援給付とし、移動支援やコミュニケーション支援の充実を図ること。

6．福祉的就労分野での利用者の負担解消について、関連施策との関係を含め議論を深めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月24日、静岡県下田市議会。

以上2件。

提出者、下田市議会議員 鈴木 敬。以下敬称を略させていただきます。

賛成者、下田市議会議員、沢登英信、同じく藤井六一、同じく伊藤英雄、同じく土屋 忍、同じく土屋誠司、同じく森 温繁。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（増田 清君） 発議第1号から発議第2号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第2号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

発議第1号から発議第2号に対する質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第1号 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書の提出については、原案のとおり可

決することに決定いたしました。

次に、発議第2号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第2号 障害者自立支援法の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（増田 清君） 次は、日程により、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会所管事項調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

議長（増田 清君） 以上で、本定例会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（石井直樹君） 議員の皆様方におかれましては、新年度予算等ご審議いただきまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今後、適切な予算執行に鋭意努めてまいりたいというふうに思います。

それでは、市職員の人事異動と退職者の報告につきましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

明日、3月25日、人事異動の内示を予定しております。規模的には課長級5名を含む総勢57名の異動でございます。また、3月31日付の退職者は、課長が2名、保育所の園長が2名、主幹1名を含む9名でございます。なお、年度途中の退職者2名がございましたので、これを含めると年度末における退職者が合計11名となるものでございます。

採用につきましては、7名を現在予定をしております。退職者の中には、森廣幸会計管理者兼出納室長、土屋徳幸企画財政課長がおります。森出納室長につきましては37年間、また土屋企画財政課長につきましては36年間市職員として在職いたしまして、その間議員の皆様方におかれましては、ご指導とご鞭撻を賜りましたことをまことにありがとうございました。重ねて厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

後ほど、本人からごあいさつをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 次に、この3月31日をもって退職されます会計管理者兼出納室長森廣幸君、企画財政課長土屋徳幸君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。会計管理者兼出納課長（森 廣幸君） 今、市長のほうからご紹介いただきました森でございます。貴重な時間をいただきまして、こういうあいさつの場をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、昭和47年に奉職以来37年間、いろいろお世話になりましたけれども、この間、議会等に大変ご迷惑をおかけした時代もございます。こうした中で、何とかここの席でごあいさつができますのも、市長様初め、市の関係者皆様また、議会の皆様方のご支援等があったか

ら、この場におられるのかなと、こう思っております。

私は、37年間のうち、2回ほど議会のほうにお世話になっております。その兼務書記の6カ月を含めまして10年間、ここにお世話になっております。こうして今現在、ごあいさつをさせていただきます議場も、書記のときに今の中会議室にありました議場から、この真新しい議場に來まして、初会議を開いた記憶がございます。そのときは、マイクの設備が間に合わなくて、旧で使っておりました古い放送施設を使って、ここで会議を開いたと、こういう記憶がございます。議会在職中につきましては、災害におきます産業課の事件等もございまして、98条の議会の検査権の行使と、また水道事業に関しまして百条調査と、こういうことの書記として、この事務にも従事したことが昨日のように思われております。

また、この中で、議会等も大分荒れておりまして、当初予算が修正可決なんていうことも間々ありましたけれども、この中でおきまして、災害で市内が疲弊したときに、議員の皆さんが当局と一致協力しながら、観光キャラバンに出向きまして誘客に努めたと、こういうこともございました。

今現在、下田市の経済状況も大変厳しく、諸課題いろいろ抱えておりますけれども、議会当局の皆様方、また、市当局が一丸となって、この難局を乗り越えていていただきたいと思ひまして、期待しております。

甚だ簡単ではございますが、長い間大変ありがとうございました。（拍手）

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、貴重なお時間をいただきまして、私のほうからもごあいさつさせていただきます。

今、森課長のほうからお話ございました。私は48年下田市に奉職いたしまして、ちょうどそのとき、最初に議会事務局に配属になりました。私のあとが森さんということになるわけであります。当時の議員さん方はそうそうたるメンバーでございまして、私が一番記憶しておりますのは、小さな3万そこそこの都市の職員であろうとも、今で言えば30倍、70数万人の静岡や浜松に負けないように、誇りと信念を持って、おまえたちは勤めろというような励ましをいただいたことが、非常に覚えております。

そういう状況の中で、私の経験の中では、思い出すのは平成5年当時の中学校のパソコンのコンピューター教室の入札の議案で、当然、皆様方はご存じのとおり、備品購入の議案というのは、入札等も終わって、仮契約の段階で議案提出するわけでございますが、その議案が修正されまして、入札が随意契約だということになりまして、既に入札し終わっているものをどうやって訂正をしたらいいのかということで非常に悩んだ記憶がございます。

それから次に、平成10年ごろの、いわゆるリープロの、いわゆる住民投票条例の関係でございます。それも、当時は静岡県内ではほとんど住民投票の経緯がございまして、県に照会しても、ほとんど県としては指導ができない状態がございました。たまたま私、妻が富山でございまして、富山市がちょうどそのころに住民投票をやった経緯がございまして、富山市役所へ行っているいろいろと指導を仰いだという経緯もございまして、また、その後は皆様方ご存じのとおり、機器等のリース関係で債務負担行為ということの問題がございました。その後は、決算の財産調書の修正ということもやらせていただきました。非常に私は長い経験をさせていただいた中で、貴重な経験をさせていただいたような覚えが非常にございます。

最後になりますが、私はこういう性分がございましたので、議員の皆様方には、非常にご迷惑と申しますが、言いたいことを言わせていただいて、それで会議場の中で皆様方に認めていただいたという経緯もございまして。

最後の最後になりますが、先日、私思い出すのは、麻生総理が、発言がいろいろぶれた状況の中で、山崎派の会長が、人間汗のごとだと言った言葉を思い出します。これはどういうことかと言いますと、いわゆる天子が発した言葉は、噴き出した汗のようにもう取り返しがつかないという言葉であります。それは、ここで言えば、市長に当てはまる言葉かもしれませんが、我々からすれば、議員さんも同じように、発言はやっぱり、我々は市民代表の発言として重いものとして受けとめるわけがでございます。そういうことで、最後の最後になりますが、皆様方の発言も、それなりに重いものだということを念頭に置いて、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

いろいろ長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（増田 清君） ご苦労さまでした。

ただいまのごあいさつありがとうございました。

退職されるお二方におかれましては、永年にわたり市政発展のため多大なご尽力をいただき、まことにありがとうございました。今後とも健康には十分留意されまして、ご活躍くださることをお願い申し上げます。長い間本当にご苦労さまでございました。（拍手）

これをもって平成21年3月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 0時16分 閉会